

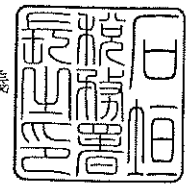
納税地	907-0013 石垣市浜崎町3丁目4
法人名等	石垣市港湾事業特別会計
代表者又は 清算人名	石垣市長 中山 義隆 殿

石調 第 5793 号

令和 5 年 12 月 26 日

石垣 税務署長
財務事務官

又吉 立義



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
消費税及び地方消費税	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日課税期間 自平成31年 4月 1日至令和 2年 3月31日課税期間 自令和 4年 4月 1日至令和 5年 3月31日課税期間	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日課税期間から 自令和 4年 4月 1日至令和 5年 3月31日課税期間まで
	以下余白	

備考	
----	--